

【請負】

契 約 書（概算契約）（案）

請負契約名 令和6年度テクノロジーマップの整備等に向けた調査研究における「・・・・・・・・・・・・・・・・」の技術検証

契約金額

		金									円也
（うち消費税及び地方消費税額金											円）

上記のテクノロジーマップの整備等に向けた調査研究における「・・・・・・・・・・・・・・・・」の技術検証につき、

株式会社野村総合研究所を甲とし、_____ を乙として後述の条項により契約を締結する。

本契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和6年 月 日

甲 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳澤 花芽

乙 _____

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する公募要領、公募要領に添付された文書及び提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容（以下「公募要領等」という。）に基づき、令和6年度テクノロジーマップの整備等に向けた調査研究における「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」の技術検証を完了の上、公募要領等に定める成果物（以下「成果物」という。）を甲の指定する場所に納入する業務（以下「本件業務」という。）を請け負い、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(本件業務の契約期間等)

第2条 本件業務の契約期間、成果物の納入期限、納入場所その他詳細な条件は、公募要領等のおりとする。

(代金)

第3条 甲は、乙に対し、公募要領等に従い、本件業務に対する対価に消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額）を加算した額（以下「代金」という。）を支払うものとする。なお、本契約に基づき支払う代金の合計金額を「契約金額」という。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果物（公募要領等に定めるもののほか、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第5条 乙は、本件業務を第三者に再委託（本件業務の全部又は一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、書類例2その他の甲の指定する様式（電子媒体を含む。以下同じ。）にて申請し、その承認を得た場合又は軽微な再委託として別紙で示した基準に該当する場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下

同じ。)とのすべての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるものとする。

3 乙は、再委託先等の行為について甲に対してすべての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(公募要領等の疑義)

第6条 公募要領等と本契約書において同一の事項について別の定めがある場合であっても双方が効力を有するものとする。ただし、明らかな矛盾がある場合、公募要領等が優先されるものとする。

2 乙は、公募要領等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第7条 甲は、本契約における適正な本件業務を受けるため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

3 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(成果物の納入)

第8条 乙は、遅滞なく成果物を公募要領等に指定する態様及び方法で、業務完了報告書(書類例3)その他の甲の指定する様式とともに甲に納入するものとする。

(検査)

第9条 甲又は甲が検査を行う者として指定した第三者(以下「検査者」という。)は、前条の規定により納入された成果物を受理した日から起算して10営業日(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日をいう。以下同じ。)以内に、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

2 甲又は検査者は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定により納入された日から起算して14営業日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

3 乙は、甲又は検査者の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(所有権の移転)

第10条 本契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第11条 乙は、第9条第1項による甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により検査に合格した部分に関する代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第9条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(履行期限の猶予)

第13条 乙は、本件業務の履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び履行完了予定日を甲に申し出て、履行期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、履行期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、当初定めた履行期限を超過したことを理由として、甲が承認した履行期限まではこの契約を解除しないものとする。

(遅延損害金)

第14条 乙が履行期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前条に定める履行期限の猶予の承認の有無にかかわらず、当初の履行期限から起算して、履行完了した日までの日

数に応じて、契約金額に法定利率年利 3.0%を乗じて得た遅延損害金を甲に支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定による遅延損害金のほかに、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

(履行期限に関する通知)

第15条 乙は、本件業務の履行期限までに契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちにこの旨の理由を記載した書面により甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、直ちに本件業務に関する必要な措置（第17条（契約の変更）、第18条（事情の変更）又は第19条（契約の解除等）等）をとるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約不適合)

第16条 本件業務において乙が甲に納入した成果物について、種類、品質又は数量が甲の公募要領等の内容に適合しないものである場合、甲は、乙に対し、その修補、代替物、又は不足分の提供による履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）を請求することができる。なお、乙は如何なる場合であっても、甲の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、甲の事前の同意を得るものとする。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、乙に対して第1項に定める履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本件業務の性質又は公募要領等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前3項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。

- 5 本件業務において乙が甲に納入した成果物の種類又は品質が甲の公募要領等の内容に適合しない場合については、甲が不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、乙が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。
- 6 第1項に定める履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第17条 甲は、本件業務が完了するまでの間において、必要がある場合は、公募要領等の内容その他乙の義務に関し、本契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(事情の変更)

- 第18条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、疫病の流行、法令の制定又は改廃、通信の品質その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約の内容を変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(契約の解除等)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対してそれまでに履行された本件業務の代金及び費用を原則として支払う義務を負わない。ただし、解除の時点までにおける成果物が甲にとって有益になると甲が判断した場合、乙との協議により、当該成果物を納品した上で、当該成果物に係る代金及び費用（甲が受ける利益の割合に応じた額に限る）を支払うことができるものとする。
- (1) 乙が、成果物の納入等完了期限の定めがある義務について、完了の期限までに本件業務を完了しないとき又は完了期限までに本件業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙若しくは再委託先等又はこれらの役員若しくは従業員に不正の行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、代金の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(違約金)

第20条 乙は、前条第1項の規定により、本契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解除部分に対する価格の100分の10に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第14条第1項の規定により遅延損害金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅延損害金を併せて支払うものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第22条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(知的財産権の帰属)

第23条 本件業務の履行に関連し発生した著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、その発生と同時に甲に移転する。

2 乙は、前項に基づき甲に権利が移転した著作物を甲又は甲からその利用を許諾された者が利用することに関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、本契約及び公募要領等の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先等がある場合には再委託先等にも整備させるよう努力するものとする。

(知的財産権等の非侵害の保証)

第24条 乙は、甲又は甲から成果物の利用を許諾された者による本契約の目的に沿った成果物の利用が、第三者の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において、「知的財産権等」という。）を侵害しないことを保証する。

2 甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそ

れがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

- 3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続利用のための権利の取得（利用許諾の取得を含む。）を行わなければならない。本項の定めは、甲が乙に対し損害賠償請求することを妨げない。
- 4 第2項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

第5章 秘密保持義務等

（秘密保持義務）

第25条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本契約の履行に際し知得する甲の技術上、営業上又は業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）については、管理台帳等により適切に管理し、秘密を保持する義務を負うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する秘密保持義務が免除されるものとする。）
- 2 乙は、秘密情報を、本件業務遂行の目的以外に使用してはならない。
 - 3 乙は、本契約の終了時（中止若しくは解除の場合を含む。）、本件業務における利用の必要性がなくなった場合又は甲が求めた場合、甲の指示に従い、秘密情報を甲に返却、再生不可能な状態に消失又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。
 - 4 乙は、秘密情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
 - 5 本件業務の全部、又は一部を第三者に再委託する場合、乙は当該再委託先等に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報取り扱い)

第26条 個人情報に関する契約条項については、別添1「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項」によるものとする。

(談合等の不正行為)

第27条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添2「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第28条 暴力団排除に関する契約条項については、別添3「暴力団排除条項」によるものとする。

第6章 雑則

(調査)

第29条 甲は、本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(存続事項)

第30条 甲及び乙は、本契約を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。

第11条、第14条、第20条、第22条、第24条、第25条、第26条、第31条、第32条、第33条、第35条及び第36条に規定する事項

(紛争の解決)

第31条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(準拠法)

第32条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判所管轄)

第33条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7章 特約事項

(実施計画書)

第34条 乙は、甲、デジタル庁並びに地方自治体及び規制所管府省庁（以下「地方自治体等」という。）に対して、甲の指定する様式で作成した実施計画書を提出して承認を受けたのちに本件業務を遂行する。

- 2 乙は、前項に基づき提出した実施計画書の内容に変更があるとき（軽微な変更の場合を除く）は、甲に対して、実施計画変更承認申請書（書類例1）その他の甲の指定する様式を速やかに提出して、甲、デジタル庁及び地方自治体等の承認を受ける。
- 3 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる

(備品の管理、引渡し等)

第35条 乙は、本件業務遂行の過程で備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品をいい、以下「取得財産」という。）を取得した場合は、当該取得財産を、取得財産管理台帳（書類例4）その他の甲の指定する様式に記載した上で、デジタル庁から指示があるまで善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 乙は、取得財産を乙の自主事業等に使用してはならない。
- 3 乙は、取得財産を、本件業務及び代金の支払が終了した後に、甲及びデジタル庁の指示に従い、乙の費用負担で、デジタル庁に引き渡し又は処分するものとする。
- 4 取得財産の所有権は、前項の規定により乙がデジタル庁に引き渡したときをもって乙からデジタル庁に移転する。

(日本版バイ・ドール規定の適用)

第36条 第23条の規定にかかわらず、甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを知的財産届け出（書類例5）その他の甲の指定する様式で甲に届け出た場合、本件業務の成果に係る知的財産権（ただし、サマリーを含めた技術検証報告書、技術検証の概要説明資料、公開用中間報告、その他これに類するものの著作権を除く。）を乙から譲り受けないものとする。

(1) 本件業務の成果に係る発明等を行った場合には、その旨を甲を介してデジタル庁に報告する。

(2) デジタル庁が甲を介して公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利をデジタル庁に許諾する。

(3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、デジタル庁が甲を介して当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権をする権利を第三者に許諾する。

(4) デジタル庁以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲を介してデジタル庁の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更

の承認を受けた者を含む。)) 又は認定TLO (同法第11条第1項の認定を受けた者) に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合 (技術研究組合法第13条に基づき設立された組合をいう。) が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 乙は、前項の届け出をしたにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないとデジタル庁が認める場合、前項に定める知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 3 甲又は前項に定める知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等を受けた者 (以下「甲ら」という。) が合併又は分割された場合は、速やかにデジタル庁に報告するものとし、デジタル庁は、甲らが保有する当該知的財産権について、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後における当該知的財産権の保有者以外の第三者による実施を確保する。
- 4 甲らが、その親会社又は子会社 (これらの会社が国外企業等である場合に限る。) に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等しようとする場合は、デジタル庁に事前連絡の上、必要に応じて当該移転等に係る当事者間の調整を行うものとする。

特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、本契約に関連し、甲から委託された又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）、匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）及び特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」及び同法第8項に規定する「特定個人情報」をいう。）以下、総称して（「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(安全管理の措置)

第2条 乙は、本件個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置をとらなければならない。

2 乙は、特定個人情報等法の取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、特定個人情報等を取り扱う役員又は従業員（以下「役員等」という。）及び当該役員等が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとする。

(再委託)

第3条 乙は、本件個人情報等を取り扱う業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む）に再委託する場合、事前に甲の承認を得るとともに、本特約条項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を総称して「再委託先等」という。）。

2 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、書類例6その他の甲の指定する様式により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

3 乙は、委託する業務に係る本件個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、再委託先等における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

(個人情報等の利用及び第三者への提供)

第4条 乙は、本件個人情報等を甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）以外の目的で利用してはならない。また、乙は、本件個人情報等を第三者へ提供又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から本件個人情報等を持ち出してはならない。
- 3 乙は、本件個人情報等の入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとする。
- 4 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(個人情報等の複製等)

第5条 乙は、本件個人情報等を複製等する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理状況についての検査)

第6条 乙は、役員等に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。

- 2 甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

(管理状況等の報告)

第7条 乙は、甲が求める場合、本件個人情報等の管理状況（本特約条項で定める事項の遵守状況を含む。）を適宜、又は定期的に報告しなければならない。

- 2 本件個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告しなければならない。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第8条 甲は、乙が正当な理由なく本特約条項の全部又は一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なく本特約条項の全部又は一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、乙に対し損害賠償請求できるものとする。

(委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却)

第9条 乙は、本契約の履行が終了した場合又は甲が請求する場合、乙は本件個人情報等を甲に返却、消去又は廃棄しなければならない。また、甲が求める場合は、それらを実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

(法令及び特約の優先)

第10条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89

条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償をすることを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(書類例1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳澤花芽 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

実施計画変更承認申請書

契約書第34条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 契約金額

契約金額	
------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

6. 実施体制図

変更前	変更後

7. 契約金額に対する再委託の割合が50パーセントを超える場合は、その理由（業務内容、選定理由等）

--

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

(書類例2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳 澤 花 芽 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

再委託に係る承認申請書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	
契約金額(税込)	

※単価契約等の契約書に契約金額（総額）が明記されていない場合は、予定金額（総額）を記載。

2. 再委託内容

再委託先の氏名又は名称	
再委託先の法人番号(13桁)	
再委託先の企業規模 (中小企業者等の定義：下記※参照)	※以下より選択 大企業者 中小企業者 小規模企業者 その他(社団法人等)
再委託先の住所	
再委託先が業務を行う期間	
再委託する金額	
再委託費率 ・契約金額に占める再委託費の割合 ・再々委託の場合、全体の契約金額に対する費率として記載（再委託先に含まれる）	
再委託する（又は再委託先を変更する）合理的理由	
再委託する（又は再委託先を変更する）業務の範囲	
その他（再委託する実施体制、履行能力、管理体制、セキュリティ対策等）	

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。（例えば、実施体制図や再委託先が複数者ある場合など）

※ 再委託に係る申請書は、再委託業務を行う前に提出すること。

※ 単にグループ企業との取引であることを選定理由とする再委託は認められません。

※ 再委託費率に関して、「デジタル庁における入札制限等に関する規定（令和3年9月1日会計担当参事官決定）」に留意すること。

※ 中小企業者及び小規模企業者への再委託先については、中小企業庁の定義に基づき選択すること。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(この申請書の提出時期：再委託を行う前。)

(書類例3)

記 号 番 号
令和 年 月 日

株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳 澤 花 芽 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名 印

業務完了報告書

契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 契約金額

契約金額	
------	--

3. 本件業務完了期限

本件業務完了期限	
----------	--

4. 本件業務完了年月日

本件業務完了年月日	
-----------	--

(この報告書の提出時期：本件業務が完了したのち、直ちに。)

(書類例4)

取得財産管理台帳

取得財産明細表 (令和 年度)

【事業名】

区分	財産名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月 日	保管場 所	備考	事業 終了 後の 分類	管理 方法	管理 部局
(イ)	〇〇〇器	GP-1XXX	1	540,000 円	540,000 円	H29.8.1	東京都 〇〇区 〇〇x- x-x 〇〇検 査所内 倉庫	継続使用：可 傷：有（外装に 使用に伴う傷 があるが、機能 に支障を来す ものではない。 ） 特記事項：ノウ ハウ財産	買取り		〇〇局 〇〇課

(注)

- この様式は、管理台帳、明細表両表とし、いずれかを表示すること。なお、対象となる取得財産は、取得価格の単価消費税及び地方消費税込みで50万円以上の財産（運搬費用（運搬費、基礎工事費、試運転費等）は除く。）とする。ただし、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで50万円以上とする。
- 事業名は、契約件名を記載すること。
- 区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権（産業財産権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 規格は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
- 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
- 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
- 備考は、財産の状態（継続使用の可否・傷の有無・特記すべき事項）を記載すること。

特記すべき事項の例

- ・ノウハウ財産
 - ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期等）
 - ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。
- 事業終了後の分類は、業務完了報告書の提出時に、以下分類から事業終了後における取得財産の取扱いの希望を記載すること。ただし、一部の管理方法には諸条件があるため、別途、甲を介してデジタル庁及び地方自治体等の担当者と調整頂く必要がある。
 - ・【分類】「買取り」買取り希望、「貸付」貸付け希望、「不用」不用、「廃棄」廃棄希望（使用に耐えない場合）

(この明細表の提出時期：業務完了報告書の提出時として甲から指定された期日。)

(書類例5)

記 号 番 号
令和 年 月 日

株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳 澤 花 芽 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産届け出

契約書第36条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. オープン・クローズ戦略の方針

(本件契約の事業全体として、研究開発成果として得られた発明等を秘匿化する領域、特許権等により権利化する領域、論文等により公表する領域の基本方針を記載する。)

3. 発明等の権利化、秘匿化、公表の方針

管 理 番 号	発明等の名称	権利化の方針 (注1)	秘匿化の方針 (注2)	公表の方針 (注3)	左記方針の理由
1					
2					
3					

記載要領

(注1) : 権利化の方針とする場合は、権利の種類を記載する。著作権以外の場合は、出願対象国も記載する。

(注2) : 秘匿化の方針とする場合は、秘匿化した発明等のアクセス制限の範囲 (例、A 者のみ、プロジェクト参加者のみ等) を記載する。

(注3) : 公表の方針とする場合は、公表する媒体と公表予定日を記載する。

(書類例6)

記 号 番 号
令和 年 月 日

株式会社野村総合研究所
代表取締役社長 柳 澤 花 芽 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第26条及び特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 実施体制図

変更前	変更後

3. 取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

取扱業務の再委託先の氏名又は名称 (注)	取扱業務の再委託先の住所	再委託する理由	個人情報等の内容	再委託する業務の概要

(注) 再委託先が委託先の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

4. 再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期 (報告予定時期を記載。)

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

(この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。)

(別紙)

軽微な再委託

軽微な再委託とは契約金額50万円未満の再委託をいう。